

ふくしま県GAP認証制度実施要綱

(目的)

第1条 県は、県が定めた基準に従って生産・出荷する生産者等によるGAP（農業生産工程管理）の実践を認証することをもって、県産農林産物の安全を確保し、消費者からの信頼性の向上を図ることを目的として、その認証制度を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認証

農林産物の生産に当たって、認証に関する基準（以下、「認証基準」という。）及び認証に関する要件（以下、「認証要件」という。）に適合していることを知事が認め証明することをいう。

(2) 追加認証

GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP（以下、「第三者認証GAP」という。）の認証取得者が、放射性物質対策に係る認証基準及び認証要件に適合していることを知事が認め証明することをいう。

(3) 認証取得者

前号の規定により認証を取得した生産者、団体（以下、「生産者等」という。）をいう。

(4) 認証対象農林産物

実施要領に記載するものとする。

(5) 現地審査機関

本要綱に基づき、県の委託により現地審査を行う機関をいう。

(認証基準)

第3条 認証基準は「福島県農産物安全確保のためのGAP推進マニュアル」と「福島県安心きのか栽培マニュアル」（以下、「認証基準2017」という。）及びふくしま県GAP認証基準2022（以下、「認証基準2022」という。）とする。

2 団体認証の場合は、前項のほか「団体事務局用認証基準」を認証基準とする。

3 認証に当たっては、適切な農場管理を実践するために必要な取組を認証申請者が十分理解し、認証基準を満たす状態となっているものを適合と判断する。なお、認証基準2017については、生産工程管理のための必要な点検項目を「必須」「推奨」「地域限定で推奨」に分類する。

(認証要件)

第4条 認証を申請することができる生産者等は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 県内で認証対象農林産物を生産する個人、若しくは個人が共同管理により生産を行う任意組織、若しくは法人又はそれらが組織する団体であること。
- (2) 前号における団体は、対象とする農林産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有すること。
- 2 団体認証の申請については、事務局責任者の配置を要件とする。
- 3 同一品目で認証農産物と非認証農産物を同時に生産すること（並行生産）は、認めないものとする。
- 4 認証の要件は、適合基準の全てが適合していること、または適合することが確実であることとする。ただし、現地審査時点で70%以下の適合である場合は認証しない。なお、認証基準2017については、点検項目のレベルが「必須」は全て、「推奨」及び「地域限定で推奨」は95%が適合していること、または適合することが確実であることとする。ただし、現地審査時点で必須項目の70%以下の適合である場合は認証しない。

(認証申請)

第5条 認証を受けようとする生産者等は、別に定める関係書類を添えて知事に申請するものとする。なお、認証基準2017における認証申請は、令和5年12月14日までとする。

- 2 申請の区分は、個人または団体とする。

(現地審査)

第6条 知事は、第5条の申請があった場合、別に定めるところにより、現地審査機関に現地審査を委託するものとする。ただし、追加認証については、第5条の関係書類により審査が可能であると認められる場合、現地審査は行わない。

(認証委員会)

第7条 知事は、別に定めるところにより認証の適否又は認証の取消を審査する委員会（以下、「認証委員会」という。）を設置するものとする。

(認証及び登録)

第8条 知事は、第7条の認証委員会において申請者の取組が認証基準に適合していると認めるときは、当該申請者に認証書を交付し、別に定める内容を登録するものとする。

- 2 知事は、第7条の認証委員会において申請者の取組が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請者に理由を付して通知するものとする。

(表示)

第9条 認証取得者は、認証された農林産物について、知事が定める認証マークを使用することができるものとする。

- 2 認証マークは、認証された農林産物以外に使用してはならない。
- 3 認証マークの規格及び使用方法等については、別に定める。

(実績報告)

第10条 知事が必要とする場合は、認証取得者に対し、認証を受けた農林産物について、別に定める内容の実績報告を求めることができるものとする。

(維持審査)

第11条 知事は、認証取得者に対し、生産・出荷等の状況について、認証基準適合の適否を評価するため維持審査を行う。ただし、第12条に定める更新審査において、第4条第4項の点検項目の全てに適合している場合は、当該更新審査により認証書を交付した日以降初めて迎える維持審査を省略できるものとする。

- 2 維持審査は、認証日より18か月以内の間で、現地審査機関が指定する時期に第6条に準じた現地審査を実施する。
- 3 前項において、知事は、審査の結果、改善の必要があると認めるときは、認証取得者に対して必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(認証の有効期間及び更新審査)

第12条 認証の有効期間は、認証を受けた日から2年が経過した日の属する月末の間とする。ただし、令和5年4月以降に認証基準2017で認証を受けた場合の有効期限は、令和7年3月31日までとする。なお、追加認証は、第三者認証GAPの有効期間とする。

- 2 認証取得者は、認証の更新をしようとする場合、認証の有効期間の6か月前より有効期間までに更新審査(現地審査及び認証委員会での承認)を受けるものとし、別に定める関係書類を添えて認証の有効期限の12か月前から6か月前までに知事に申請する。なお、認証基準2017における更新申請は、令和5年12月14日までとする。
- 3 知事は、前項の申請があった場合は、第6条及び第7条に準じて審査を実施する。
- 4 前項において知事は、審査の結果、認証の要件を満たすと認められる場合、新たに認証書を交付する。

(認証申請内容の変更及び中止)

第13条 認証取得者は、認証申請した内容に変更が生じた場合は、遅滞なく知事に届け出るものとする。

- 2 認証取得者は、認証の中止を希望する場合は、知事に届け出るものとする。
- 3 知事は、前項の届け出を受けた場合は、第8条第1項の登録を抹消するとともに、認証委員会に報告するものとする。

(認証情報の公表)

第14条 知事は、制度の概要、認証基準及び認証取得者等の情報について、県のホームページ等で公表できるものとする。

(認証取得者の遵守事項)

- 第15条 認証取得者は、関係法令を遵守しなければならない。
- 2 認証取得者は、生産工程管理に誠意を持って取り組まなければならない。
 - 3 認証取得者は、認証基準に即した生産工程管理の実践を行い、1年に1回以上、自己点検や内部監査を実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう努めなければならない。
 - 4 認証取得者は、知事の行う検査に誠実に対応しなければならない。

(認証の取消)

- 第16条 知事は、認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証委員会の意見を踏まえ、認証を取り消すことができる。
- (1) 検査の結果、認証取得者の取組が認証基準等に適合していないことなど、不適切な事実が確認され、かつ改善指示に従わない場合
 - (2) 業務を中止したことを確認した場合
 - (3) 認証取得者の申請内容に虚偽があった場合
 - (4) 認証取得者が表示規格に定める認証マークを不正に使用した場合
 - (5) その他、認証取得者が認証制度の信頼性を著しく損なう行為をした場合

(書類等の整備及び保管)

第17条 認証取得者は、認証を受けた取組に関する書類、所属する構成員の名簿等を整備し、認証を受けた期日から5年間保管するものとし、知事の求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

(事故等の対応)

第18条 認証された農林産物について、事故等が発生した場合は、認証取得者がその責任を負うものとする。

(公平性委員会)

第19条 知事は、本制度の公平性及び客観性を確保し、適正な運営を図るため、別に定める公平性委員会を設置する。

(委託)

第20条 知事は、知事の行う業務の一部を委託できるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は農林水産部長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は平成29年7月11日から施行する。

附則 この要綱は平成30年8月6日から一部改正して施行する。

附則 この要綱は令和元年12月25日から一部改正して施行する。

附則 この要綱は令和4年4月7日から一部改正して施行する。
ただし、第12条第2項は令和4年10月7日から施行する。

附則 この要綱は令和4年12月14日から一部改正して施行する。